

青森県報

第二百六十九号

令和三年
二月十日
(水曜日)

目次

告示

○物品等の競争入札参加資格

(財産管理課) : 一
(会計管理課) : 一

○救急病院の設置

(医療薬務課) : 八

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の廃止の届出

(障害福祉課) : 八

○公有水面埋立て工事のしゅん功認可

(漁港漁場整備課) : 八

教育委員会

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

(学校施設課) : 九

公営企業

○青森県立中央病院内視鏡下手術支援ロボット賃貸借契約に係る一般競争入札

(病院管理課) : 九

告示

青森県告示第八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の五第一項及び第二項の規定に基づき、県が令和三年四月一日から令和五年九月三十日までの間において、物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに関する契約（以下「物

品契約」という。）並びに役務の提供を受ける契約（電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する同令第百六十七条の五第二項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。）第四条の規定により公示する。

令和三年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

1 競争入札参加資格の審査の対象となる者は、県と物品契約及び役務契約を締結することを希望する者であつて、次のいずれにも該当しない者とする。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(二) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号（同令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用者又は入札代理人として使用する者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあっては役員であつて經營に事実上参加している者、法人でない団体にあっては代表者、理事その他法人における經營に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用者

(支配人、本店長、支店長その他の名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、契約の種類に応じ、次に掲げる事項について別に定める物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領に基づき、資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の種類及び金額に対応する等級に格付された者とする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（法人にあつては純資産の部の合計額とし、個人にあつては次年度繰越純資本金額（元入金と事業主貸借の清算の合計）とする。）

イ 決算における生産設備の額（機械装置、車両運搬具、工具・器具及び備品の価格の合計額）

ウ 決算における事業に従事する職員数

(三) 流動比率

決算における流動資産を決算における流動負債で除して得た数値を百分比で表した比率

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあっては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有する者をいう。）の常時雇用する人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO9001・14001）の認証取得の有無

(七) 青森県健康経営事業所認定取得

審査基準日における青森県が定めた青森県健康経営事業所の認定取得の有無
「あおもり働き方改革推進企業」認証取得

(八) 審査基準日における青森県が定めた「あおもり働き方改革推進企業」の認証取得の有無

(二) 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の特殊な機械の保有及び技術者の雇用の状況並びに現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

(三) 調達をする物品等又は特定役務の種類

次の表の上欄に掲げる契約により調達する特例政令第二条第三号に規定する物品等又は同条第四号に規定する特定役務の種類は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

役務契約	物品契約
調査・市場調査、その他	印刷、事務用品、燃料、車両、機械器具、電気通信機器、薬品・理化学機器、その他
システム開発、清掃、浄化槽の保守点検、広告・宣伝、引越、世論	

資格審査の申請の時期は、令和三年二月十二日から同年三月十日までとする。ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

五 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、次の各号に掲げる契約の区分に従い、それぞれ当該各号に定める所管課に提出しなければならない。

- (一) 物品契約に係るもの
 - (二) 役務契約に係るもの
 - 出納局会計管理課
 - 総務部財産管理課
 - 物品契約及び役務契約に係るもの
 - 出納局会計管理課又は総務部財産管理課
 - (三) 機械器具設備状況一覧表(印刷業の場合に限る。第三号様式)
 - (四) 商業登記事項証明書(法人の場合)又は営業証明書(個人の場合)の原本又は写し
 - ア 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの)
 - イ 個人の場合
 - 青色申告決算書等
 - (五) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)の原本
 - ア 法人の場合
 - 法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの(本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの)
 - イ 個人の場合
 - 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに個人事業税に係るもの
 - 六 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し
 - 七 許認可証等の写し
 - 八 三に規定する契約の履行に關し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し
 - (八) 障害者雇用状況報告書等の写し

(九) ISO認証取得登録証の写し

(十) 青森県健康経営事業所認定証の写し
あおもり働き方改革推進企業認証書の写し

(十一) 役員等一覧表(第四号様式)

(十二) 八十四円分の郵便切手を貼付し、送付先を記載した返信用封筒(長形3号)
物品契約と役務契約の両方を希望する場合は、二枚提出するものとする。

(十三) その他知事が必要と認めた書類
物品契約と役務契約の両方を希望する場合は、申請書等の正本一部のほかに申請書等の写しを一部提出するものとする。

(十四) 申請書及び2の四の財務諸表は、日本語で作成し、2の(五)から(十九)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

(十五) 申請書及び2の四の財務諸表は、日本語で作成し、2の(五)から(十九)までの添付書類について日本語で作成されているものには、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

(十六) 2の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外國貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

(十七) 2の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外國貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

七 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、六の規定による格付の決定の通知において指定する日から令和五年九月三十日までとする。

八 申請書の記載事項の変更届等

資格審査の結果を受けた者は、次に掲げる事項について変更があつたとき(ただし、3については、新たに就任した場合に限る。)、又は営業を休業するとき若しくは廃止したときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(第五号様式)を提出しなければならない。

ただし、1及び2に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書(個人の場合は営業証明書)の原本又は写しを、3に係る事項について、その内容が登記事項である場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(第四号様式)を、4に係る事項については、営業証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(第四号様式)を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 所在地又は住所(本店又は経営規模等総括表(第二号様式)に記載している支

店等の所在地又は住所)

3 代表者、取締役、監査役等の役員（法人の場合に限る。）

4 氏名（個人の場合に限る。）

5 電話番号又はファクシミリの番号

6 その他競争入札参加資格に關し重要と認められる事項

九 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、令和五年五月に予定している同年十月一日以降の期間についての競争入札参加資格、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき、更新手續を行わなければならない。

十 競争入札参加資格に関する文書の入手の方法

競争入札参加資格に関する文書は、次のホームページ又は配布場所において入手することができる。

1 ホームページ

(一) 物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに関する契約並びに役務の提供を受け契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領

競争入札参加資格審査申請書

競争入札参加資格申請の手引き

https://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/meibo_tetuduki_r0210_r0509.html
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/buppin-top.html>

競争入札参加資格者名簿（物品契約）

競争入札参加資格者名簿（役務契約）

https://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/zaisan/ekimusinsei_r0210html

2 配布場所

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話〇一七一七三三四一九一〇五

青森県総務部財産管理課財産管理グループ

電話〇一七一七三三四一九〇九四

第1号様式

年 月 日

青森県知事殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約（電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

第2号様式(その1)

経営規模等総括表

区分	新規・継続
区分 物品の製造・販売・賃貸 役務の提供	

法人番号	(登記番号).....	代表者
商号又は名称	代表者
住所又は所在地	(都・道・府・県)(市・郡).....	職名
本申請の担当者	部署名.....	電話番号
	担当者名.....	FAX番号

法人番号	(登記番号).....	代表者
商号又は名称	職名
住所又は所在地	(都・道・府・県)(市・郡).....	電話番号
本申請の担当者	部署名.....	FAX番号
	担当者名.....		

商号又は名称

第2号様式(その2)

(単位:千円)

生産区分	平均生産額		自己資本額
	直前第2年度決算①	直前第1年度決算②	
又は販売額			資本金(元入金)
			純資産合計(次年度純減額資本金額)
設備資産額	機械装置	車両運搬具	工具、器具及び備品 計
職員数	技術関係職員	事務関係職員	その他 計
流动比率	流动比率(流动負債() 流动資産()) × 100 = []		%
當業年数	創業日	現経営変更日	營業中断期間
			通算年数
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務 法定雇用率達成	有・無	雇用障害者数 人
I S O認証取得	有(I S O 9001、I S O 14001)	無	
青森県健康経営事業所認定取得	有・無	「あおもり働き方改革推進企業」認証取得	有・無

注 太枠の欄は記入しないこと。

機械器具設備状況一覧表

商号又は名称 :

商号又 は名称	所在地	本 店	工 場	従業 員数 (人)	営業 人 (人)	生産 人 (人)	管理 人 (人)	計	取 得 年	種 類	取 得 年	種 類	取 得 年
1 支店・営業所等名称 住所										電話番号		電話番号	
2 支店・営業所等名称 住所										FAX番号		FAX番号	
3 支店・営業所等名称 住所										電話番号		電話番号	
4 支店・営業所等名称 住所										FAX番号		FAX番号	
5 支店・営業所等名称 住所										電話番号		電話番号	
6 支店・営業所等名称 住所										FAX番号		FAX番号	
7 支店・営業所等名称 住所										電話番号		電話番号	
8 支店・営業所等名称 住所										FAX番号		FAX番号	
9 支店・営業所等名称 住所										電話番号		電話番号	
10 支店・営業所等名称 住所										FAX番号		FAX番号	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

商号又 は名称	所在地	従業 員数 (人)		営業 人 (人)		生産 人 (人)		管理 人 (人)		計	
		編 集 機	M a c 台	W i n 台	平 版 印 刷 機	判 色 台	判 色 台	判 色 台	判 色 台	判 色 台	判 色 台
組 ブリ ンダ ー											
版 そ の 他											
製 ス キ ヤ ナ											
刷 カ ラ ー 校 正 機											
刷 版 焼 付 機											
自 動 現 像 機											
版 版 そ の 他											
裁 断 機											
丁 合 機											
無 紙 絞 機											
製 針 金 綴 機											
ミ シ ン											
穴 あ け 機											
本 そ の 他											

注1 取得年欄は、リース契約の場合契約年を記載すること。
 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式

役員等一覧表

第5号様式

青森県知事殿

年 月 日

(フリガナ)
商号又は名称 :

所在地又は住所 :

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住 所

年 月 日

名簿番号

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・施業)届

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業する ・ 施業した ので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備 考

2 休・施業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日
廃止年月日 年 月 日

- 注1 この表には、次に該当する者について記載すること。
(1) 法人にあっては、商業登記事務取扱書(現在事項全部証明書)記載の会員
(2) 法人でない団体にあっては、代表者、理事その他の法人における経営・事業上參加している役員と同等の責任を有する者
(3) 個人にあっては、その者及びその使用人、支配人、本店長、支店長その他のいかなる名称を有する者か問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)

- 注2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- 注3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県告示第八十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和三年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
八戸平和病院	八戸市湊高台二丁目四の六	令和六年二月十三日

青森県告示第八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）第五十二条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十二条の三十第一項第二号の規定により公示する。

令和三年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

人 会 社 福 祉 法	人 会 社 福 祉 法	名 称	指 定 一 般 相 談 支 援 者	地 域 支 援 事 業	類 地 域 支 援 事 業	名 称	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 行 う 所	事 業 主 事 務 所 在 地	所 主 事 務 所 在 地
弘前市大字独狐	弘前市大字独狐	弘前市大字独狐	弘前市大字独狐	弘前市大字独狐	弘前市大字独狐	弘前市大字独狐	弘前市大字独狐	弘前市大字独狐	弘前市大字独狐
支地域定着	支地域移行	支地域移行	支地域移行	支地域移行	支地域移行	支地域移行	支地域移行	支地域移行	支地域移行
口弘前の窓	ふくしの窓	ふくしの窓	ふくしの窓	ふくしの窓	ふくしの窓	ふくしの窓	ふくしの窓	ふくしの窓	ふくしの窓
社会福祉法人 人伸康会法	社会福祉法人 人伸康会法	社会福祉法人 人伸康会法	社会福祉法人 人伸康会法	社会福祉法人 人伸康会法	社会福祉法人 人伸康会法	社会福祉法人 人伸康会法	社会福祉法人 人伸康会法	社会福祉法人 人伸康会法	社会福祉法人 人伸康会法
口弘前	弘前市大字宮四園	弘前市大字宮四園	弘前市大字宮四園	弘前市大字宮四園	弘前市大字宮四園	弘前市大字宮四園	弘前市大字宮四園	弘前市大字宮四園	弘前市大字宮四園
五	令和 三・二・六	令和 三・二・六	令和 三・二・六	令和 三・二・六	令和 三・二・六	令和 三・二・六	令和 三・二・六	令和 三・二・六	令和 三・二・六

青森県告示第八十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十八年八月十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、令和三年二月三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで平内町役場に備え置いて閲覧に供される。

令和三年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目一の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字茂浦字向田八五番地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十二条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十二系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 X 座標 プラス一〇四五八四・二九二

②の地点 Y 座標 プラス二八九九・五四五

③の地点 X 座標 プラス一〇四五九・一七七

Y 座標 プラス二八五〇・三三六

(3)の地点	X座標	プラス一〇四五三三・九六一
(4)の地点	Y座標	プラス二八五五・九二四
(5)の地点	X座標	プラス一〇四五三三・九〇〇
(6)の地点	Y座標	プラス二八六二・八九九
(7)の地点	X座標	プラス一〇四五二一・四二六
(8)の地点	Y座標	プラス二八八三・一九〇
(9)の地点	X座標	プラス一〇四五二七・四六〇
(10)の地点	Y座標	プラス二八九一・一七二
(11)の地点	X座標	プラス一〇四五二五・三六七
(12)の地点	Y座標	プラス二八九八・七三三
(13)の地点	X座標	プラス一〇四五三一・九〇七
	Y座標	プラス二九〇七・八八六
	X座標	プラス一〇四五三二・〇五六
	Y座標	プラス二九〇七・七一三
	X座標	プラス一〇四五四〇・七〇〇
	Y座標	プラス二九一五・一〇六
	X座標	プラス一〇四五四一・〇五一
	Y座標	プラス二九一五・三三三
	X座標	プラス一〇四五八四・一二三八
	Y座標	プラス二八九九・五〇〇

3 面積

二、七三四・六七平方メートル

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの

で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年二月十日

青森県教育委員会教育長 和嶋延寿

一 特定役務の名称及び数量

青森県立学校統合型校務支援システム構築業務（先行試行分）一式
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

二 契約の方法

三 隨意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和二年十二月十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

東日本電信電話株式会社青森支店
青森市橋本二丁目一の六

六 契約金額

一億六千二百十五万七千七百十円

七 隨意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十二条第一項第二号該当

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

教 員 會

公 営 企 業

青森県立中央病院内視鏡下手術支援口ボット賃貸借契約に係る一般競争入札

次のことより一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

令和三年二月十日

青森県病院事業管理者 吉田茂昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における賃貸借料とし、その仕様等は、入札説明書のとおりとする。

内視鏡下手術支援ロボット 一式

二 賃貸借期間

令和三年四月一日から令和九年六月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途中において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第百五十八号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、物品の借入れの契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係資料を添えて、令和三年三月十二日までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対しても書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目一の
青森県病院局運営部 管理課

電話 ○一七一七二六一八〇三七

4 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市東造道二丁目一の
青森県病院局運営部 管理課

電話 ○一七一七二六一八〇三七

2 入札書の提出期限

令和三年三月二十六日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目一の

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

令和三年三月二十六日 午前十一時

7 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 契約書の取り交わしの時期

令和三年四月一日

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

十一 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち準備期間の三か月を除いた九か月分に相当する金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

令和三年度の契約金額は、落札価格と同額とする。令和四年から令和八年度までの各年度の契約金額は、落札価格に三分の四を乗じた額とする。令和九年度の契約金額は、落札価格に三分の一を乗じた額とする。

5 入札手続の停止等

令和三年度青森県病院事業会計予算が成立しない場合は、本件入札の手続について停止等の措置を行つことがある。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be leased:
 - (1) Endoscopic Surgery Support Robot
 - (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation
- 2 Time limit for tender:
- 3 Contact point for the notice:
 - Hospital Bureau
 - Amori Prefectural Government
 - Higashitsukurimichi

Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone: 017-726-8037

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二間堀丸人)
東奥印刷株式会社
三丁目一
番七
号

定価 每週月・水・金曜日発行
小口一枚二付十五円